

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 07日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市弓沢町150番地

氏名 富士宮市

富士宮市長 須藤 秀忠

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

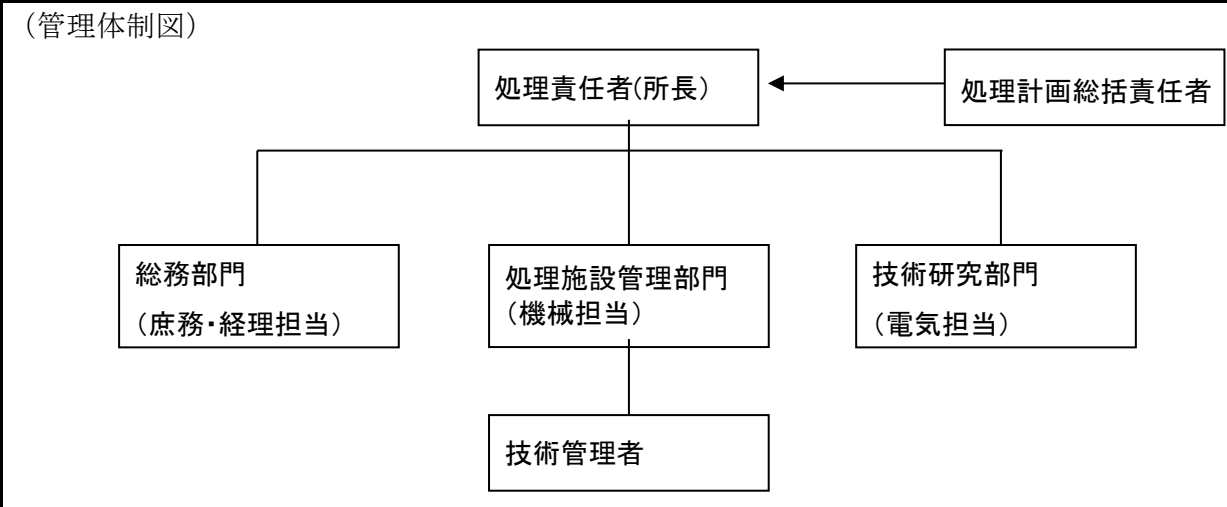
電話番号 0544 - 22 - 1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士宮市星山浄化センター		
事業場の所在地	静岡県	富士宮市	星山770番地の1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	水道業		
② 事業の規模	処理人口：69,455人 敷地面積：32,400㎡	処理能力：35,850m ³ /日 建屋面積：19,440㎡	
③ 従業員数	24人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程			

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	67,521.200 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 水処理の徹底管理による発生汚泥の抑制。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	68,000.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 処理水量（流入水量）の増加に伴い発生汚泥量は増加するが、単位処理水あたりの発生汚泥を少なくする運転方法の研究。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 定常的に発生する下水汚泥の中で、沈砂・しさと脱水ケーキがあるが、富士宮市環境マネジメントシステムの基準に従い、分別・保管されている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も、富士宮市環境マネジメントシステムの基準に従い、分別・保管していく予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	62,105.390 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 脱水ケーキの含水率をさらに低くするため、適正な高分子凝集剤の選定と、最適薬注率になるよう脱水機の運転管理を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	62,500.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水ケーキの含水率をさらに低くするため、適正な高分子凝集剤の選定と、最適薬注率になるよう脱水機の運転管理を徹底する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	下水汚泥	1,154.830	5,415.810	0.000	0.000	5,415.810
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 令和5年度の脱水ケーキの再生利用率は100%であった。 内訳として、焼成（セメント化）が約30.3%、コンポスト化が約51.8%、路盤材等の再利用が約17.9%となった。						

		【目標】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
②計画	下水汚泥	1,200.000	5,500.000	0.000	0.000	5,500.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	(今後実施する予定の取組) 汚泥(脱水ケーキ・スクリーンかす・沈砂・しさ)の、収集・運搬・処分については、実績があり信用のおける業者に引き続き依頼する。また、再生利用についても、100%維持を目標とする。					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。